

これまでの新型コロナウイルス感染症対策について

これまで、「生活不安に対応するための緊急措置」として◇個人向け緊急小口資金の特例拡大◇公共料金の支払い延長、国税の納付猶予・減免、社会保険料の納付猶予・減免、地方税の徴収等の猶予◇自粛（イベント、外出）要請を受け苦境に陥っている事業者・個人への一体化補償◇休業手当申請の柔軟化などが行われてきましたが、これらの継続と強化が必要であり、全く不十分な非正規労働者の皆さんへの対策等を含め、政府に対し強く求めてまいります。また、中小企業の固定費（家賃、地代、水光熱費、リース代など）への補償（直接助成）や、税・社会保険料の減免、消費税納税の猶予、無担保・無利子融資も行われてきていますが、家賃支援金の給付は遅れており、その改善に向けて取り組んでまいります。さらに、地域経済対策支援のための更なる自治体への「地方臨時交付金」、文化芸術に対する支援、消費税減税、医療関係者をはじめ厳しい現場で働く皆さんへの慰労金などの支援策も充実させてまいります。

最近の新型コロナウイルス感染症に関する国会報告

1月25日から、衆議院予算委員会で第3次補正予算の審議が始まり、28日参議院本会議で予算案が可決されました。立憲民主党は、Go To 予算をコロナ集中対策に組み替えるなど「コロナ後に集中したものから、現在のコロナ対策に集中したものへ」と、組み替え動議を提出しましたが、受け入れられず止む無く補正予算案には反対しました。2月4日コロナ対策の根拠となる新型インフルエンザ等対策特別措置法と感染症法などの改正法が可決、成立しました。当初、入院を拒めば懲役刑にする刑事罰の導入が検討されていましたが与野党協議で入院拒否者らへの刑事罰を削除し、行政罰の過料に変更されました。また、新型コロナ特別措置法改正案で規定する営業時間短縮命令を拒んだ事業者への過料も引き下げられました（それでも、過料が残ることや、営業短縮への「正当な補償」の実施確約の課題が残ります。今後の課題です。）。

なお、ここへ来てとんでもないことが明らかになりました。改正案の概要を審議した15日の厚生科学審議会感染症部会議事録が27日に公開されたのですが、それによれば入院勧告に従わない感染者などへの罰則導入に賛成したのは委員のうち3人だけで、3人は慎重意見、8人は反対か懸念を表明していたことがわかったのです。法案は審議会のメンバーの多くの反対意見を無視して出されていたのです。しかも、この公開は感染症対策を盛り込んだ2020年度第3次補正予算案の衆院通過後でした。わが党はじめ野党は「法案作成のプロセスを壊すものだ」として、改正案に罰則が盛り込まれた経緯を糺しました。感染し不安を持つ感染者の更なる不安と恐怖をあおるやり方は、感染したことを自己否定させ、検査も治療も拒否されるもので、医療と呼べないのではないのでしょうか。患者に寄り添う施策こそが必要です。

<p>【今後さらに拡充すべき対策】</p> <p>「医療」</p> <ul style="list-style-type: none"> * 国の費用負担を前提に民間も含む病床の確保 * 国が主導してOBも含む人材の確保 * 医療機関の経営への支援 * 自宅、施設療養者への緊急の対応 <p>「事業と仕事を守る」</p> <ul style="list-style-type: none"> * 小規模事業者には持続化給付金の再支給 * 無利子無担保融資 * 一定の条件のもとでの返済免除とリスク * 事業転換への支援 * 雇用調整助成金の延長 * 公共交通支援 	<p>「感染防止」</p> <ul style="list-style-type: none"> * PCR 検査の拡充 * 無症状感染者の検査の拡充 (重症化リスク等の高い方々と接する無症状者への定期的行政検査の実施) * 民間検査との連携の強化 * ゲノム解析の積極的実施と活用 * 陽性者の確実な隔離 <p>「暮らしを守る」</p> <ul style="list-style-type: none"> * 困窮者への追加給付 (生活保護制度に準ずる個人への追加給付)
--	---

立 憲 民 主 党 対 策 本 部 の 活 動

立憲民主党も党内に対策本部を設け、活動していますが、政府に対して一貫して求めてきたのは、休業などの要請をするなら、その補償をすべきということでした。残念ながら、政府は未だ要請に応えていませんが、企業への家賃補助や個人事業者への支援、休業者の個人申請促進等は野党側から強く要求し、実現したものです。以下に、立憲民主党のこれまでの議員立法提出法案を振り返ります。

【2020年】

- 4月28日：家賃支援法案
- 4月29日：特別定額給付金差し押さえ禁止法案
- 5月11日：学生への支援法案
- 5月15日：ひとり親世帯への給付金法案
- 6月5日：休業者、離職者等の生活支援法案
- 6月8日：持続化給付金差し押さえ禁止法案
- 6月8日：地方特定給付金差し押さえ禁止法案
- 6月8日：地域経済活性化支援機構の対象に大企業追加法案
- 6月10日：ひとり親世帯給付金差し押さえ禁止法案
- 6月12日：コロナ禍で適切な法律支援を受けられるための法案
- 6月15日：支援手続きの迅速化法案
- 10月30日：休業支援金等を大企業非正規労働者への適用法案
- 11月16日：ひとり親世帯への年内追加給付法案
- 12月2日：要請事業者への経済支援などを明確化する法案
- 12月2日：特定の流行国からの入国を制限する法案
新型インフルエンザ特別措置法及び感染症法改正法案

【2021年】

- 1月18日：医療従事者等への慰労金を支給法案

上記の法案提出は、政府が以下のような立法をするのに大きな影響を与えました。

- ・特別定額給付金（減収世帯30万円→個人10万円）
- ・ひとり親世帯臨時特別給付金
- ・学生支援緊急給付金
- ・税や社会保険などの免除、猶予
- ・家賃支援給付金
- ・無利子無担保融資
- ・地方創生臨時交付金（1兆円→4.5兆円）
- ・緊急包括支援交付金の増額（1490億円→2.7兆円）
- ・雇用調整助成金の拡充延長
- ・休業支援給付金・支援金制度の創設
- ・持続化給付金、家賃支援給付金の拡充延長
- ・中小企業、大企業の再生支援
- ・自粛に応じた場合の経済的支援
- ・文化・芸術団体支援
- ・政府のHPの改善

近藤議員は、金子勝氏（立教大学大学院特任教授、慶應義塾大学 名誉教授）らが世話人を務める「ヨナオシフォーラム」の集会に参加していますが、新型コロナウイルス感染問題に関して、貴重な情報提供がされています。ぜひ、ご覧ください。
URL：<https://yonaoshi2020.jp/>



1/14 日本文化芸術復興基金の復興・継続のための「文化芸術復興基金」設立に向けた演劇・音楽・映画の3者による共同キャンペーン「#WeNeedCulture」から要望書



1/18 「全日本交通運輸産業労働組合協議会（交運労協）」から、「新型コロナウイルス対策に係る第2次緊急要請」